役員選考委員会規程

（目的）

第１条　この規定は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という）の定款第 4 章第 23 条に定める理事候補者、監事候補者の選任に関して必要な事項を定める事を目的とする。

（委員の選定）

第２条　理事会は、役員改選を行う社員総会の相当期間前に、本協会の理事候補及び監事候補者の選考の為、役員選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2、委員会は、社員総会において役員が決定し、理事会において業務執行理事が決定するまで存続する。

3、委員会に、次の委員を置く。

（1）委員長 1 名

（2）副委員長 1 名

（3）委員 若干名

4、委員は、理事、監事及び外部の有識者の内から理事会の承認を得て委嘱する。

5、委員長は委員会の決議により決定し委嘱する。

（委員会の開催）

第３条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、他の委員が招集する事を妨げない。

2、委員長に事故があるとき又はやむを得ない理由により委員長が欠席する時は、副委員長が、副委員長も欠席の場合は、委員が競技の上、議長を務める。

3、委員の過半数の出席をもって会議が成立する。

（役員候補者の推薦）

第４条　役員候補者となる為には以下の通り定める。

（1）　役員候補者、本人が立候補する旨、委員会へ文書で提出。

（2）　正会員 5 名以上の推薦者をもって、委員会へ文書で提出。

（3）　委員会の推薦。

（4）　その他、委員会で審査。

2、委員会は上記（1）（2）（3）（4）の役員候補者の名簿を作成。

（役員候補者の審査）

第５条　委員会は第 4 条 2 項で作成された役員候補者名簿をもとに審査し、出席委員の過半数を持って承認される。但し、役員候補となる委員については、当該委員の決

議には参加しない事とする。

2、承認された役員候補者名簿を社員総会に提示し、定款第 13 条 (2) 号に基づき決議する。

（業務執行理事の決定）

第６条　社員総会で決議され承認された役員は、定款第 24 条 2 項に基づき代表理事、業務執行理事、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。その理事会に委員会委員は出席し意見を述べることが出来る。

2、前、第 6 条 1 項の決議は出席理事、委員会委員の過半数を持って承認される。

（本規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、２０２１年４月１日から施行する。